

一水会員の慶弔事について

一、慶事については左のとおりのお祝金もしくは祝品を贈り祝意を表す。

会員の結婚 金壹万円

会員の米寿 金参万円相当の祝品

一、弔事については左のとおりのお香典等を供え、弔意を表す。

会員の死亡 金参万円程度で、遺族の意向により香典・柩・花輪・生花の内から選択されるもの。

会員の配偶者もしくは父母、子女の死亡 会員の死亡の場合に準じる。

一、この申し合わせは直ちに実施する。

一、慶弔事について幹事長に申出がないことがあると考えられるので、会員は他の会員にここに定むる慶弔事あったときは、正・副幹事長のいずれかに御一報願う。

(昭和五十八年一〇年五日、一水会幹事会評議員会申し合わせ)

(平成七年五月二十四日一部修正)